

年 月 日

東京都知事殿

市場名

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名

印

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付申請書

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請者の概要

所属市場		店舗番号	
申請者分類	☐ 卸売業者 ☐ 仲卸業者（取扱品目： ） ☐ 関連事業者 ☐ その他（ ）		
資本金	万円	従業員数	名 (内訳：役員 名 従業員 名 パート 名)
申請者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は業界団体である場合は、右欄の□にチェックしてください。			☐

2 申請に伴う同意事項（同意する場合は□にチェックしてください）

- ☐ 補助金の交付の申請に当たり、以下の事項を確認し同意します。
- 本件補助金交付事業は、東京都中央卸売市場内への省エネ型グリーン冷媒機器の導入を目的とすることを認識し、定められた条件に該当しない場合、不正の目的を以って本事業を利用した場合においては、それまでに交付された補助金を返還しなければならないこと。
 - 以下の場合には申請者等の名称及び不正の内容を公表することがあること。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 上記の他、申請者が補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
 - 補助金の交付に当たり、東京都が、必要に応じて購入先、製造元等に補助対象設備等の仕様や、支払いの条件、支払状況について確認を行うこと。
 - 当該申込書に記載された個人情報について、都が補助金の交付に付随する業務に必要な範囲で利用すること。
 - 補助対象設備の設置状況等について実物検査等を行うこと。

3 補助申請対象設備の概要（中古品及びショーケースは対象から除く）

設備品目	☐ 冷蔵庫及び冷凍庫 ☐ プレハブ式冷蔵及び冷凍庫の冷却装置 ☐ 活魚水槽等の冷却装置 ☐ 製氷機	
製品情報	メーカー名	
	製品名及び型番	
	使用冷媒	
	製品購入額	円(税抜)

※ 補助申請対象設備が2件以上ある場合は、別紙概要一覧に記載してください。

4 補助対象設備の経費配分

経費区分	金額
補助対象経費	円
補助	円
差引（事業者負担）	円

※ 補助対象経費に2分の1（申請者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は業界団体である場合は、3分の2）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）かつ上限200万円

※ 補助申請対象設備が2件以上ある場合は、合計額を記入

5 交付申請額

円

6 補助対象設備の設置完了予定日

年 月 日

7 事務担当者

氏名	
所属部署	
連絡先住所	〒
電話番号	

8 添付書類

- (1) 導入する省エネ型グリーン冷媒機器の詳細な仕様を証する書類（写）
- (2) 導入する省エネ型グリーン冷媒機器の詳細な積算根拠を証する見積書（写）等
補助対象額を明確に示す内容となるように詳細な内訳を示すこと
- (3) 要件を満たすことを証明又は説明する書類
上記（１）により証明又は説明できる場合は不要
- (4) 助成対象設備の工事に係る設計図書類及び工程表（写）
工事がない場合は不要。
- (5) 平面図の写し等助成対象設備の設置場所を確認できる書類
上記（４）により確認できる場合は不要
- (6) 申請者の印鑑証明書（発行３カ月以内）
- (7) 納税状況を証明する書類
法人：直近の法人事業税及び法人住民税の納税証明書（発行３カ月以内）
個人：直近の個人事業税の納税証明書（発行３カ月以内）
※個人事業者で個人事業税が非課税の方は、所得税及び住民税の納税証明書
- (8) 事業者の履歴が分かる書類※
法人：履歴事項全部証明書（発行３カ月以内）
個人：開業届出書（写）
組合等：定款等及び組合員等構成員名簿
- (9) 社歴（経歴）書（会社概要説明パンフレット等でも可）※
※ 卸売業者、仲卸業者、関連事業者については、上記（８）、（９）の書類を事業報告書とともに提出している場合には不要

第 1 号様式別紙

補助申請対象設備の概要一覧

1	設備品目	☐ 冷蔵庫及び冷凍庫 ☐ プレハブ式冷蔵庫及び冷凍庫の冷却装置 ☐ 活魚水槽等の冷却装置 ☐ 製氷機	
	製品情報	メーカー名	
		製品名及び型番	
		使用冷媒	
		製品購入額	円(税抜)
2	設備品目	☐ 冷蔵庫及び冷凍庫 ☐ プレハブ式冷蔵庫及び冷凍庫の冷却装置 ☐ 活魚水槽等の冷却装置 ☐ 製氷機	
	製品情報	メーカー名	
		製品名及び型番	
		使用冷媒	
		製品購入額	円(税抜)
3	設備品目	☐ 冷蔵庫及び冷凍庫 ☐ プレハブ式冷蔵庫及び冷凍庫の冷却装置 ☐ 活魚水槽等の冷却装置 ☐ 製氷機	
	製品情報	メーカー名	
		製品名及び型番	
		使用冷媒	
		製品購入額	円(税抜)

※ 欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知する。

記

1 交付金額

金 円

2 付記事項

3 交付条件

別紙補助条件書のとおり

第3号様式（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

（交付しない理由）

年 月 日

東京都知事殿

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名

印

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付（変更・中止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定通知のあった東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金について、補助金に係る交付決定額等の（変更・中止）をしたいので、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更又は中止の理由及びその内容

- 2 交付決定額の変更（交付決定額の変更の場合に記載）

交付決定額	金	円
変更申請額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分の変更

- 4 その他必要な書類（変更する内容を証する書類を添付すること。）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付（変更・中止）承認通知書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定をし、年 月 日付で補助事業の変更承認申請のあった東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金について、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり補助金交付決定額等の（変更・中止）を承認する。

記

1 交付決定の（変更・中止）理由

2 交付決定額の変更

交付決定額	金	円
変更申請額	金	円

3 補助事業に要する経費の配分の変更

年 月 日

東京都知事殿

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名

印

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付実績報告書

年 月 日付 第 号で東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金の交付決定通知のあった設備の設置をしたので、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 購入設備

2 購入日 年 月 日

3 補助金実績額（消費税を除く。） 金 円

4 添付書類

（1）契約書の写し

補助対象額を詳細かつ明瞭に示す内容となるように内訳を示すものであること。

（2）納品書等の写し

（3）購入に係る領収書の写し

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が交付の内容及び条件に適合すると認められるので、下記のとおり補助金の交付額を確定し、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第14条の規定により通知する。

記

1 補助金の交付確定額（消費税を除く。） 金 円

年 月 日

東京都知事殿

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名

印

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付額確定通知を受けた補助金について、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金の交付確定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定をした東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付事業について、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第16条第1項第一号から第六号の規定に該当する事実が判明したため同条第4項の規定により、下記のとおり補助金交付決定の取り消しをする。

記

- 1 補助事業取消し日 年 月 日
- 2 取消し理由
- 3 取消し対象設備
- 4 取消し交付決定額 金 円

年 月 日

東京都知事殿

申請者住所

申請事業者名

代表者役職・氏名

印

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付財産処分承認申請書

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業により取得した財産について、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第 17 条第 2 項の規定により、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

1 処分しようとする財産

（1）メーカー名、製品名、型式・型番・製造番号等

（2）補助金交付決定日

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 処分の相手方の氏名又は名称及び住所

5 処分の相手方の利用計画

6 処分しようとする財産の取得に要した費用に関する明細

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付財産処分承認通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業により補助金を交付した設備の財産処分について、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により下記のとおり承認する。

記

1 財産処分承認内容

2 処分に係る条件等

(第2号様式の補助条件として添付)

別紙

補助条件書

- (1) この補助金は、東京都中央卸売市場における補助対象設備の設置等の確認をし、補助金の額を確定した後に交付する。
- (2) この補助金に関し、知事が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関し、報告を求め又は関係職員により随時調査を行わせることがある。
- (3) 前記(2)の報告又は調査の結果、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認める場合は、期限を定めてこれらに従って当該補助事業を遂行するよう命じることがある。
- (4) この補助金等の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。また、事情の変更のうち、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部または一部を継続する必要がなくなった場合には補助金等の交付の決定を取り消すことができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- (5) 次に掲げる事項に該当する場合は、知事の承認を受けるものとする。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止しようとするとき。
- (6) 補助事業が補助金の交付決定に係る会計年度の末日までに完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (7) 申請者は、購入契約を締結したことにより補助対象設備の納品を受けたときは速やかに、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付実績報告書(以下、「実績報告書」という。)に以下の書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - ア 契約書(写)
 - イ 納品書等(写)
 - ウ 購入に係る領収書(写)
- (8) 前記(7)の実績報告書審査及び必要に応じて行う調査結果により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金の額を確定し東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付額確定通知書(以下、「確定通知書」という。)により通知する。
- (9) 前記(8)の確定通知書を受領後、速やかに東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付請求書(以下、「請求書」という。)を知事に提出する。
- (10) この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助事業を中止したとき。
 - エ この要綱の規定する期間内に事業を着手せず、又は完了していないとき。
 - オ 補助対象設備が市場内において設置の確認をできないとき。
 - カ 上記の他、申請者が補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (11) 前記(10)の規定は、補助金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。
- (12) 前記(10)のア、イ、カに該当した場合、申請者等の名称及び不正の内容を公表することがある。

- (13) この補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- (14) 前記(13)の場合において、補助金の返還を命じられたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既納付金額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (16) 前記(14)により加算金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとし、返還を命じられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- (17) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金又は延滞金の一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納額とを相殺するものとする。
- (18) 補助対象者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をする等善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- (19) 補助金の交付を受けた設備を東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第24条の規定に基づき処分するときは、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）により行わなければならない。
- (20) 前記(19)に規定する処分をしようとする場合で知事の承認が必要なときは、あらかじめ東京都中央卸売市場省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金交付財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (21) 補助対象者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存するものとする。
- (22) この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内に、申請の取消しをすることができる。